

● 開発行為に伴う公園の設置基準の緩和と強化

○見直し内容

一定規模以上の開発行為では公園等を設置する必要がありますが、その規模を3,000平方メートル以上から10,000平方メートル以上に緩和します。

また、開発面積に対する公園の面積の最低割合を、3%以上から3%以上かつ最低面積500㎡以上に強化します。

	改正前	改正後
公園等の設置が必要な開発規模 (緩和)	3,000㎡以上	10,000㎡以上 (1ha以上)
公園の最低割合 (強化)	3%以上	3%以上かつ 最低面積500㎡以上

○見直しの理由

- ・ 公園を管理することになる市の維持負担を軽減
- ・ 市が設置する公園の基準面積（500㎡）との整合性
- ・ 開発地内のより有効な活用

● 周知期間：令和7年4月1日～令和7年6月30日

- ・ 7月1日以降に許可を受ける開発行為が適用されます。
(32条協議は、4月1日以降に提出するものに適用されます。)
- ・ 開発の変更許可申請にも適用されますが、32条協議を再度申請する必要があります。

● 施行日：令和7年7月1日

● 今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和7年 1月 パブリック・コメント結果報告
- ・ 令和7年 3月 条例改正の議会上程
- ・ 令和7年 7月 条例改正の施行